

令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー (給与所得者の方用)

会社などにお勤めの方の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を提出している勤務先において、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

以下のフローチャートでは、ご自身の定額減税額や令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収から定額減税を受けるために必要な手順をご案内しています。

※ 扶養控除等申告書等に記載していない同一生計配偶者や扶養親族については、あなたの定額減税額の計算に含めることはできませんので、記載漏れがないようにご注意ください。

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

6月1日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等^(注2)の人数×30,000円の合計額が控除されます。^(注1)

○定額減税額の例

同一生計配偶者等が

1人の場合：60,000円

2人の場合：90,000円

3人の場合：120,000円

4人の場合：150,000円

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和6年分の所得税について定額減税を受けることはできません。
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

No

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。^(注1)
※追加の手続はありません。



(注) 1 6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等（令和6年分）に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

STEP 2に進む

STEP 2 必要な手続の確認

同一生計配偶者等の全員について、勤務先に提出済の「扶養控除等申告書」に記載していますか？

Yes

追加の手続はありません。
※勤務先において、提出済の扶養控除等申告書に基づいて定額減税額が計算されます。

No

勤務先に提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等を、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される定額減税額の計算に含める場合は、その同一生計配偶者等について当てはまるものを下の表から選択し、該当する申告書を勤務先に提出してください。

同一生計配偶者			
控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	令和6年中の <u>合計所得金額</u> の見積額が48万円以下である <u>源泉控除対象配偶者</u>	あなたの令和6年中の合計所得金額が90万円超と見込まれる場合の同一生計配偶者

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等について、原則、扶養控除等申告書に記載して勤務先に提出してください。

※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出することもできます。



扶養控除等申告書の記載のしかた

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者について、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して勤務先に提出してください。



源泉徴収に係る定額減税のための申告書の記載のしかた

※具体的な手続については、勤務先からの案内に基づいて行ってください。

留意事項

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。